

総 発 第 5 号
令和6年4月2日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 矢 口 明 子
(公 印 省 略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年2月19日付監発第95号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
交流観 光課	指摘 事項 【支出事務】 ○海外旅費の支出について、市長までの決裁文書が確認できなかったもの 第31回北前船寄港地フォーラム inパリに参加のため、交流観光推進事業の海外旅費より、市長分1,222,640円（旅行期間：令和4年10月15日から10月22日まで）、地域創生部長分962,940円（旅行期間：市長と同じ）、嘱託出張者1名分811,740円（旅行期間：令和4年10月15日から10月20日まで）のほか、キャンセル料1名分140,000円を含め、旅行主催者である一般社団法人Kが委託した株式会社Nに総額3,137,320円を令和5年1月12日に支出している。 酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）	指摘を受け、旅費条例及び国家公務員等の旅費に関する法律の当該規定について改めて課内で確認を行うとともに、これらにのっとり適正に手続を行うよう課内で共有した。 また、執行した予算の必要性並びに事業の目的及び実績を合理的に記録するとともに検証することができるよう適切に復命書を作成するよう課内で確認を行った。

	<p>第 30 条において、「外国旅行の諸費支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、同法の規定により難しい場合においては、任命権者が市長と協議して定めるところにより支給する。」と規定されている。</p> <p>今回の旅費の支出に際し、海外旅費の基準となっている「国家公務員等の旅費に関する法律」別表第二 外国旅行の旅費に規定されている宿泊料を超える金額となっているが、地域創生部長及び囑託出張者について、旅費条例第 30 条ただし書の規定による市長までの決裁文書が確認できなかった。また、地域創生部長が帰国後に復命書を作成しているが、出張の概要として日程が記載されている以外に所感等として約 600 字の記載しかなく、その内容を見ても出張の成果、3 名もの海外旅費を支出する必要があったのか確認できなかった。</p> <p>海外旅費の支出については、市民から疑念や不信を抱かれることのない予算執行と復命書の作成に努めるとともに、旅費条例にのっとり、適正な事務手続を行うこと。</p>	
<p>交流観光課</p>	<p>指摘事項</p> <p>【補助金等の支出】</p> <p>○財政援助団体解散による資産（現預金）が市に納付されていなかったもの</p> <p>市が負担金を支出し、地域創生部交流観光課が事務局を担っている酒田観光戦略推進協議会（事務局長地域創生部長、会計責任者交流観光課長）については、令和 5 年 6 月 15 日開催の総会において、同日をもって解散する</p>	<p>指摘を受け、解散時に協議会が有する資産である預金 6,480,408 円が未返還であることを確認し、令和 6 年 1 月 31 日付けで市に対し返金処理を行い、同時に通帳の解約処置を行った。</p> <p>また同日、「酒田観光戦略推進協議会清算金」として令和 6 年 1 月 31 日付けで雑収入の入金を確認済みである。</p>

	<p>ことが決議され、解散時に協議会が有する資産（現預金 6,480,408 円）は、市に帰属するものとされていた。</p> <p>定期監査書類審査時（令和 6 年 1 月 5 日現在）、令和 5 年度歳入を確認したところ、市には納付されておらず、本監査時（令和 6 年 1 月 19 日現在）においても酒田観光戦略推進協議会の通帳に残ったままとなっていた。</p> <p>酒田観光戦略推進協議会については、令和 4 年度に実施した財政援助団体等監査においても、会計処理及び内部統制体制について指摘事項として文書で市長に報告しているが改善されていなかった。</p> <p>公金が投入されている以上、適正な会計処理が求められる。適正に事務処理し、解散した団体の通帳は速やかに解約すること。</p>	
--	---	--